



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *66 和歌山県行政不服審査法施行条例 (行政改革課)..... 3
- *67 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 5
- *68 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例 (")..... 11
- *69 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 14
- *70 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 16
- *71 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (")..... 17
- *72 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (子ども未来課)..... 18
- *73 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)..... 19
- *74 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (港湾空港課)..... 19
- *75 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)..... 20

公布された条例のあらまし

- ◇ 和歌山県行政不服審査法施行条例
 - 1 条例概要
行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めることとしました。
 - 2 施行期日
平成28年4月1日から施行します。
- ◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要
主な内容は、次のとおりです。
(1) 地方税法の一部改正に伴い、猶予制度の見直しを行うこととしました。(第10条～第12条関係)
(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第35条、第36条の7、第42条の2～第42条の2の3、第42条の4、第42条の6の2、第42条の15、第42条の19、第42条の24、第42条の25、第42条の27、第42条の27の3、第42条の30、第42条の35の6、第42条の43、第42条の44、第51条、第58条の10、第58条の16～第58条の18、第58条の27、第78条及び附則第8項～第10項関係)
 - 2 施行期日
平成28年1月1日から施行します。ただし、1の(1)の改正は、平成28年4月1日から施行します。
- ◇ 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例
 - 1 条例概要
地域再生法の一部改正に伴い、地方活力向上地域における事業税、不動産取得税及び県固定資産

税の課税の特別措置を定めました。

2 施行期日

公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 8 日から適用します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の権限に属する事務の一部を関係市町村が処理することとするとともに、規定の整備を行いました。（第 2 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第 2 条の表 2 3 の項の改正規定及び同表に 3 項を加える改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

住民基本台帳法の一部改正に伴う規定の整備等を行うとともに、がん登録等の推進に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。（第 1 条、第 3 条、第 4 条、別表第 1 及び別表第 2 関係）

2 施行期日

平成 28 年 1 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

1 条例概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることとしました。

2 施行期日

平成 28 年 1 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立和歌山すみれホームを公益社団法人和歌山県母子寡婦福祉連合会に、和歌山県立白浜なぎさホームを紀南地方児童福祉施設組合に、和歌山県立若竹園を社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンターに譲渡することとしました。（第 1 条～第 14 条及び別表関係）

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

1 条例概要

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（第 6 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

新宮港の港湾施設の一部の管理を指定管理者に行わせるとともに、規定の整備を行うこととしました。（第 7 条の 2、第 11 条及び第 20 条関係）

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 7 条の 2 第 3 項及び第 20 条の改正規定は、公

布の日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 和歌山県立わかやま館の第 1 会議室及び第 2 会議室を廃止し、会議室の種別を改めることとしました。(別表第 1 第 1 2 項関係)
- (2) 和歌山県工業技術センターの機器の更新に伴い、手数料の額の改定を行うこととしました。(別表第 3 第 6 項関係)
- (3) 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴い、地域限定特別通訳案内士の登録の申請に対する審査等に係る手数料の額を定めることとしました。(別表第 3 第 8 項関係)

2 施行期日

平成 28 年 1 月 1 日から施行します。ただし、1 の (2) 及び (3) の改正は、公布の日から施行します。

条 例

和歌山県行政不服審査法施行条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第66号

和歌山県行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額等)

第 2 条 県の行政庁が審査庁である場合における法第38条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、別表に定める額とする。

2 手数料は、規則で定める書面に和歌山県証紙条例(昭和39年和歌山県条例第 3 号)第 3 条に規定する証紙を貼って納付しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料の減免)

第 3 条 審理員は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(名称)

第 4 条 法第81条第 1 項の規定に基づく知事の附属機関の名称は、和歌山県行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。

(組織)

第 5 条 審査会は、委員12人以内で組織する。

（委員）

第 6 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に
関して優れた見識を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任
期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うもの
とする。

5 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反
その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

（会長等）

第 7 条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（提出資料の交付）

第 8 条 第 2 条及び第 3 条の規定は、法第 81 条第 3 項の規定において読み替えて準用する法第 78 条第 4 項
の規定により納付しなければならない手数料について準用する。この場合において、第 2 条第 1 項中「
第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項」とあるのは「第 81 条第 3 項において読み替
えて準用する法第 78 条第 4 項」と、第 3 条中「審理員」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第 10 条 第 6 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処
する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

（準備行為）

2 第 6 条第 1 項の規定による審査会の委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行の前において
も、同項の規定の例によりすることができる。

別表（第 2 条関係）

種別	交付の方法	金額
----	-------	----

1 文書、図画及び写真	複写機により用紙（A0までのものに限る。）に複写したもの（カラーで複写したものを除く。）の交付	1枚につき A3まで 10円 A3を超えA2まで 50円 A2を超えA1まで 60円 A1を超えA0まで 110円
	複写機により用紙（A3までのものに限る。）にカラーで複写したものの交付	1枚につき 40円
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したものの交付	1枚につき 80円
3 写真フィルム	印画紙に印刷したものの交付	1枚につき 100円
4 スライドフィルム	印画紙に印刷したものの交付	1枚につき 100円
5 電磁的記録	用紙（A0までのものに限る。）に出力したもの（カラーで出力したものを除く。）の交付	1枚につき A3まで 10円 A3を超えA2まで 50円 A2を超えA1まで 60円 A1を超えA0まで 110円
	用紙（A3までのものに限る。）にカラーで出力したものの交付	1枚につき 40円

備考

- この表において、「A3」とは日本工業規格A列3番を、「A2」とは日本工業規格A列2番を、「A1」とは日本工業規格A列1番を、「A0」とは日本工業規格A列0番をいう。
- 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付において、この表に掲げる交付の方法及び金額により難しい場合は、規則で定めるところにより、手数料を徴収する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第67号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第10条 法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）又は法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付又は納入させるものとする。

2 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が次項の規定により通知された分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 知事は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 知事は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

第10条の次に次の3条を加える。

（徴収猶予の申請手続等）

第10条の2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、施行令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第4号までに掲げる事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第2項第2号及び第3号に掲げる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、施行令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類その他規則で定める書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

（職権による換価の猶予の手続等）

第10条の3 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予期間の延長に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として施行令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月。以下同じ。）に分割して納付又は納入させるものとする。この場合において、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。

2 第10条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第10条の4 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予又は同条第3項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予期間の延長に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として施行令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月。以下同じ。）に分割して納付又は納入させるものとする。この場合において、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。

3 第10条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第10条の2第1項第2号から第4号までに掲げる事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第10条の2第2項第2号及び第3号に掲げる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第10条の2第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

第11条及び第12条を次のように改める。

（担保を徴する必要がない場合）

第11条 法第16条第1項に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第12条 削除

第35条第2項第1号中「及び名称」を「、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称）」に改める。

第36条の7第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 届出者の所在地、名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、所在地及び名称）

第42条の2第1項第1号及び第42条の2の2第2項第1号中「及び名称」を「、名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称）」に改める。

第42条の2の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び名称」を「、名称及び法人番号（法人番号を有

しない者にあつては、所在地及び名称）」に改める。

第42条の4第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第42条の6の2第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第42条の15第6項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第42条の19第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第42条の24第6項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第42条の25第2項第1号、第42条の27第2項第1号、第42条の27の3第3項第1号及び第6項第1号、第42条の30第3項第1号、第42条の35の6第1号、第42条の43第2項第1号、第42条の44第2項第1号、第51条第3項第1号及び第7項第1号、第58条の10第2項第1号ア、第2号ア及び第3号ア、第58条の16第1号並びに第58条の17第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第58条の18第1項第1号及び第2項第1号中「名称」の次に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称）」を加える。

第58条の27第2項第1号及び第78条第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定、第10条の次に3条を加える改正規定並びに第11条及び第12条の改正規定については、平成28年4月1日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）第10条、第10条の2及び第11条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」と

いう。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第10条の3及び第11条(28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 新条例第10条の4及び第11条(28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。
(県民税に関する経過措置)

5 新条例第35条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する同条第2項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の和歌山県税条例(以下「旧条例」という。)第35条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

6 新条例第36条の7第1項第1号の規定は、施行日以後に提出する同条第1項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧条例第36条の7第1項に規定する届出書については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

7 新条例第42条の2第1項第1号、第42条の2の2第2項第1号、第42条の2の3第1項第1号及び第2項第1号、第42条の4第1項第1号並びに第42条の6の2第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第42条の2第1項若しくは第42条の4第1項に規定する事業開始申告書又は第42条の2の2第2項、第42条の2の3第1項若しくは第2項若しくは第42条の6の2第2項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第42条の2第1項若しくは第42条の4第1項に規定する事業開始申告書又は第42条の2の2第2項、第42条の2の3第1項若しくは第2項若しくは第42条の6の2第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

8 新条例第42条の15第6項第1号、第42条の19第1号、第42条の24第6項第1号、第42条の25第2項第1号、第42条の27第2項第1号、第42条の27の3第3項第1号及び第6項第1号、第42条の30第3項第1号並びに附則第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第42条の15第6項、第42条の19若しくは第42条の24第6項に規定する申告書、第42条の25第2項、第42条の27第2項、第42条の27の3第3項若しくは第6項、第42条の30第3項又は附則第8項若しくは第10項に規定する申請書又は附則第9項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧条例第42条の15第6項、第42条の19若しくは第42条の24第6項に規定する申告書、第42条の25第2項、第42条の27第2項、第42条の27の3第3項若しくは第6項、第42条の30第3項又は附則第8項若しくは第10項に規定する申請書又は附則第9項に規定する届出書については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

9 新条例第42条の35の6第1号の規定は、施行日以後に提出する同条に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第42条の35の6に規定する申請書については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

10 新条例第42条の43第2項第1号の規定は、施行日の属する月分以後の月分の同条第2項に規定するゴ

ルフ場利用税納入申告書について適用し、施行日の属する月の前月分以前の月分の旧条例第42条の43第2項に規定するゴルフ場利用税納入申告書については、なお従前の例による。

- 11 新条例第42条の44第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同条第2項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第42条の44第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 12 新条例第51条第3項第1号及び第7項第1号の規定は、施行日以後に提出する同条第3項に規定する申告書又は同条第7項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第51条第3項に規定する申告書又は同条第7項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 13 新条例第58条の10第2項第1号ア、第2号ア及び第3号ア、第58条の16第1号、第58条の17第1項第1号、第58条の18第1項第1号及び第2項第1号並びに第58条の27第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第58条の10第2項、第58条の16、第58条の17第1項、第58条の18第2項若しくは第58条の27第2項に規定する申請書又は第58条の18第1項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧条例第58条の10第2項、第58条の16、第58条の17第1項、第58条の18第2項若しくは第58条の27第2項に規定する申請書又は第58条の18第1項に規定する届出書については、なお従前の例による。

（鉱区税に関する経過措置）

- 14 第78条第1号の規定は、施行日以後に提出する同条に規定する鉱区税申告書について適用し、施行日前に提出した旧条例第78条に規定する鉱区税申告書については、なお従前の例による。

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第68号

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域内において法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項に規定する認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する償却資産に対して県が課する固定資産税（以下「県固定資産税」という。）に係る不均一の課税をすることについて定めるものとする。

（事業税の不均一課税）

第2条 平成27年10月8日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条

第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあつては1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第39条又は第42条の2の7の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。

第3条 前条の特別償却設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

- (1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額×(当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額/当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額)
- (2) 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額×(当該新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数/当該軌道を新設し、又は増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数)
- (3) 前2号以外の業種に係る所得又は収入金額 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額×(当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者の数/当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数)

2 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

(不動産取得税の不均一課税)

第4条 平成27年10月8日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)

について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第42条の16の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

（県固定資産税の不均一課税）

第5条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である償却資産（平成27年10月8日以後に取得したものに限り。以下この条において同じ。）に対して課する県固定資産税の税率は、当該償却資産に対して新たに課することとなった年度以降3か年度分に限り、県税条例第90条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。

(1) 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率

ア 初年度分（当該特別償却設備である償却資産に対して新たに県固定資産税を課することとなった年度） 100分の0.14

イ 第2年度分（初年度の翌年度） 100分の0.35

ウ 第3年度分（第2年度の翌年度） 100分の0.70

(2) 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率

ア 初年度分（当該特別償却設備である償却資産に対して新たに県固定資産税を課することとなった年度） 100分の0.14

イ 第2年度分（初年度の翌年度） 100分の0.467

ウ 第3年度分（第2年度の翌年度） 100分の0.933

（申請手続）

第6条 この条例の適用を受けようとする者は、事業税、不動産取得税又は県固定資産税の申告期限（土地の取得に係る不動産取得税については、当該土地を敷地とする家屋の取得に係る不動産取得税の申告期限）までに、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月8日から適用する。

（経過措置）

2 平成27年10月8日から同年12月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「第10条第6項第4号」とあるのは「第10条第4項」と、「中小事業者」とあるのは「中小企業者に該当する個人」とする。

3 平成27年10月8日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第2条の規定の適用については、別表中「県税条例第39条又は第42条の2の7」とあるのは「県税条例附則第23項の規定により

読み替えて適用される県税条例第39条」とする。

- 4 平成27年10月8日から平成29年3月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

別表 (第2条関係)

区分	税率
初年度分 (当該特別償却設備を新たに事業の用に供した日の属する年又は事業年度の所得に対する事業税に係る年度)	県税条例第39条又は第42条の2の7に規定する税率に2分の1を乗じて得た率
第2年度分 (初年度の翌年度)	県税条例第39条又は第42条の2の7に規定する税率に4分の3を乗じて得た率
第3年度分 (第2年度の翌年度)	県税条例第39条又は第42条の2の7に規定する税率に8分の7を乗じて得た率

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第69号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例 (平成11年和歌山県条例第38号) の一部を次のように改正する。

第2条の表4の項中「及び条例の施行のための規則」を削り、同表7の項中「いう。)、」を「いう。)及び」に改め、「及び法の施行のための規則」を削り、同表11の項及び13の項中「及び条例の施行のための規則」を削り、同表23の項を次のように改める。

23 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。) 及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号。以下この項において「施行令」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第52条第1項の規定による認定 (施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療 (以下この項において「精神通院医療」という。) に係るものに	各市町村
---	------

限る。)に係る知事に提出すべき申請書の受理及びその認定の申請に対する審査に関する事務(法第54条第1項に規定する所得の状況に係るものに限る。)

- (2) 施行令第32条第1項の規定による届出の受理(精神通院医療に係るものであって、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第35条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる事項に係るものに限る。)

第2条の表28の項中「及び条例の施行のための規則」を削り、同表38の項中「42の項」を「41の項」に、「41の項」を「40の項」に改め、同表39の項中「42の項」を「41の項」に改め、同表に次の3項を加える。

<p>75 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第13条第1項及び第3項、第31条の6第1項及び第3項、第32条第1項及び第2項並びに法附則第3条第1項及び第6条第1項の規定による資金の貸付に係る知事に提出すべき申請書の受理 (2) (1)に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの 	<p>各市町村(和歌山市を除く。)</p>
<p>76 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下この項において「法」という。)及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第19条(法第26条の5において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る知事に提出すべき請求書の受理 (2) 省令第5条(省令第13条第1項(省令第16条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))、同条及び福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令(昭和60年厚生省令第49号)附則第4条第1項において準用する場合を含む。)及び省令第7条から第10条までの規定(省令第13条第1項及び第16条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理 	<p>各町村</p>
<p>77 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。)及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「施行規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>和歌山市</p>

- | | |
|--|--|
| (1) 法第 6 条第 1 項の規定による申請に係る知事に提出すべき申請書の受理 | |
| (2) 法第 10 条第 1 項の規定による申請に係る知事に提出すべき申請書及び同条第 2 項の規定による要求に係る県に提出すべき医療受給者証の受理 | |
| (3) 法第 11 条第 2 項の規定による要求に係る県に返還すべき医療受給者証の受理 | |
| (4) 施行規則第 12 条第 2 項ただし書の規定による当該書類の省略に関する事務 | |
| (5) 施行規則第 13 条第 1 項の規定による届出の受理及び同条第 3 項ただし書の規定による当該書類の省略に関する事務 | |
| (6) 施行規則第 27 条第 1 項の規定による提出に係る申請書の受理及び同条第 3 項の規定による県に返還すべき医療受給者証の受理 | |
| (7) 施行規則第 33 条第 2 項ただし書の規定による当該書類の省略に関する事務 | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の表 23 の項の改正規定及び同表に 3 項を加える改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 70 号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成 20 年和歌山県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）」を「法第 7 条第 13 号に規定する住民票コード」に、「同じ」を「「都道府県知事保存本人確認情報」という」に改める。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第 3 条 知事が行う法第 30 条の 15 第 2 項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）

第 4 条 法第 30 条の 15 第 2 項第 2 号に規定する条例で定める知事以外の執行機関及び事務は、別表第 2 のとおりとする。

別表第 1 第 7 項を削る。

別表第 2 中「（第 3 条関係）」を「（第 4 条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成28年 1 月 1 日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正後の和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（以下「新条例」という。）の規定の適用については、新条例第 1 条中「法第 7 条第13号に規定する住民票コードを除く。以下」とあるのは、「以下」とする。

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第 1 第 7 項の規定により状況を把握したがん患者に係る事務については、なお従前の例による。

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第71号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（県の責務）

第 3 条 県は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、知事又は教育委員会が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

2 知事又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提

供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 3 知事は、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は租税に関する法律若しくはこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め若しくは協力の要請を行うために必要な限度で、自らが保有する特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

（特定個人情報の提供）

第 5 条 法第19条第 9 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 知事	法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務	教育委員会	当該事務の区分に応じ、法別表第 2 の第 4 欄に掲げる情報
2 教育委員会	法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務	知事	当該事務の区分に応じ、法別表第 2 の第 4 欄に掲げる情報

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第72号

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県立仙溪学園設置及び管理条例

第 1 条中「第38条、第43条及び」を削り、「児童福祉施設として母子生活支援施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設（以下これらを「児童施設」という。）」を「児童自立支援施設として和歌山県立仙溪学園」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（位置）

第 2 条 和歌山県立仙溪学園は、紀の川市東三谷900に置く。

第 3 条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項を同条とする。

第 4 条から第13条までを削る。

第14条中「児童施設」を「和歌山県立仙溪学園」に改め、同条を第 4 条とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に児童発達支援センターを利用した者に係る改正前の和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例第12条第 1 項に規定する利用料金については、なお従前の例による。

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第73号

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山県営住宅条例（平成 9 年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第30条」を「第40条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第74号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 3 項中「所有権者等」を「所有者等」に改める。

第11条の表日置港の項の次に次のように加える。

新宮港	緑地
-----	----

第20条中「のほか」を「ほか」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条の2第3項及び第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行に伴い第4条第1項に規定する指定管理者に新たに管理を行わせることができる第2条に規定する港湾施設に係る第15条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第75号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第12項第1号の表中

第1会議室	5,000円	6,670円	10,490円
第2会議室	5,000円	6,670円	10,490円

削り、「第3会議室」を「第1会議室」に、「第4会議室」を「第2会議室」に、「第5会議室」を「第3会議室」に、「第6会議室」を「第4会議室」に、「第7会議室」を「第5会議室」に、「第8会議室」を「第6会議室」に改める。

別表第3第6項第2号ウ(ア)中「10,470円」を「9,420円」に改め、同項第3号オに次のように加える。

(ウ) 超音波 1測定につき 2,450円

別表第3第6項第11号キを同号クとし、同号カの次に次のように加える。

キ 分光照射試験 1時間まで2,420円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに990円を加算する。

別表第3第6項第14号イ(カ) b 中「3,140円」を「4,450円」に改め、同号ウ(サ)を同号ウ(シ)とし、同号ウ(シ)の次に次のように加える。

(サ) 有機酸成分試験
a 定性 1試料につき 3,900円

b 定量	1 成分につき	4,660円
------	---------	--------

別表第3第6項第14号カ(ウ) b 中「3,130円」を「4,450円」に改め、同項第16号オに次のように加える。

(エ) 熱溶解	30分(30分未満は、30分とする。)につ き	1,650円
---------	----------------------------	--------

別表第3第8項第6号中「総合特別区域法(平成23年法律第81号)」を「構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)」に、「第43条第8項」を「第19条の2第8項」に、「地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「地域限定特例通訳案内士」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、別表第3第6項第2号ウ(ア)の改正規定、同項第3号オに次のように加える改正規定、同項第11号キを同号クとし、同号カの次に次のように加える改正規定、同項第14号イ(ウ) b の改正規定、同号ウ(カ)を同号ウ(キ)とし、同号ウ(ク)の次に次のように加える改正規定、同号カ(ウ) b の改正規定、同項第16号オに次のように加える改正規定及び同表第8項第6号の改正規定は、公布の日から施行する。